

研究倫理誓約書

日本発達障害学会 御中

年 月 日

日本発達障害学会機関誌「発達障害研究」に投稿する論文に関して、以下の倫理綱領を遵守したことを誓約します。

日本発達障害学会研究倫理綱領

前 文：日本発達障害学会会員は、その研究によって得られた知見を発達障害のある人々の尊厳の保持と自立及びその支援のために用いるよう努めるものである。そのため会員は、自らの研究が発達障害のある人々にもたらされる影響についての倫理的責任を自覚し、以下の綱領を遵守するよう努めなければならない。

<研究>

第1条 会員は、自らの研究の遂行と報告の結果に責任をもたなければならない。

2. 会員は、その研究の遂行に際しては、研究対象とした人々の人権と尊厳の保持に留意し、個人的、組織的及び政治的な利得のためにこれを行ってはならない。

3. 会員は、その研究の遂行にあたって、データの改ざん、捏造あるいは他の研究成果の無断引用など、研究者としての倫理にもとる行為を行ってはならない。

4. 会員は、既に公開された研究成果と重複するもの、また、既に他誌に投稿したものを本学会機関誌に投稿してはならないし、本学会に投稿したものを他誌に投稿することも許されない。

<基本的倫理>

第2条 会員は、研究対象とする人々又は関係者の心身に負担、又は苦痛、不利益をもたらす研究を行ってはならない。

<説明と同意>

第3条 会員は、その研究の遂行に際して、研究対象とした人々又は関係者にその目的を告げて、十分な説明と同意を得た上で行わなければならない。

<秘密保持>

第4条 会員は、研究成果の公表に際して研究対象とした人々及び関係者の同意を求めるとともに、研究対象とした人々が特定されることがないように配慮しなければならず、プライバシーが侵されることがないようにしなければならない。

<倫理の遵守>

第5条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように常に心がけなければならない。

2. 会員は、違反の事実が確認された際には、倫理委員会の調査・裁定を受ける。

署名または記名捺印

※連名発表の場合は、複写した用紙に各人で署名したものをまとめて送付いただいても構いません。